

入札公告（実施設計業務）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年8月14日

支出負担行為担当官

岐阜地方法務局長 竹内 秀明

1 業務概要

(1) 業務名

岐阜合同庁舎模様替等改修工事実施設計業務

(2) 業務内容

本業務は、岐阜県岐阜市金竜町五丁目13番地に所在する岐阜合同庁舎について、当該庁舎5階旧食堂部分の一部及び旧ちゅう房部分を事務室仕様とするための模様替え工事並びにこれらに附帯関連する必要な工事一切に係る設計図面の作成及び積算業務を行うものである。

(3) 履行期限

令和7年2月28日(金)

(4) 本件入札手続は、入札参加申請手続及び入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（G E P S）（<https://www.geps.go.jp/>））により行う。

なお、電子調達システムにより難しい者は、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合

に該当する。

- (2) 本業務の業種区分において、法務省の令和5・6年度における建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 建築関係建設コンサルタント業務等に関し、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、法務省大臣官房施設課長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不相当であると認めていないこと。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (7) 管理技術者は一級建築士であること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。

3 入札手続等

(1) 連絡先

〒500-8729

岐阜県岐阜市金竜町五丁目13番地

岐阜地方法務局会計課施設係（担当：岡田）

電話 058-245-3244（直通）

(2) 入札説明書等の入手期間及び入手方法

ア 入手期間

令和6年8月14日（水）から同年9月13日（金）まで

イ 入手方法

電子調達システム又は上記(1)にて交付

ウ 入札説明会

実施しない。

(3) 申請書の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

令和6年8月14日(水)から同年8月30日(金)までの休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。

なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参又は郵送(提出期間内必着)すること。

(4) 入札書の提出期限及び提出方法

ア 提出期限

令和6年9月17日(火)午後5時15分

イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。

なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参又は郵送(提出期限内必着)すること。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年9月18日(水)午前10時00分

イ 場所

〒500-8729

岐阜県岐阜市金竜町五丁目13番地

岐阜合同庁舎4階会議室又は電子調達システム

4 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法(平成4年法律第51号)による。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書の作成の要否

要

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(9) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 詳細は入札説明書による。